

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 理化学的検査料の款特殊理化学的検査の項に次のように加える。

放射能精密測定試験	1 件につき	20,000円
-----------	--------	---------

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。